

令和 7 年度 豊山町介護支援専門員等研修費補助事業

豊山町では、介護サービスの質の向上及び介護人材の確保に向けて事業者が行う取組を支援するため、町内の居宅介護支援事業所等が、その所属する介護支援専門員・主任介護支援専門員が受講する研修費用を負担した場合、一定の要件を満たす事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象となる研修

- ・介護支援専門員更新研修（実務経験者／実務未経験者）
- ・介護支援専門員専門研修（課程Ⅰ／課程Ⅱ）
- ・再研修
- ・主任介護支援専門員研修
- ・主任介護支援専門員更新研修

補助を受けることができる事業者

町内に以下の事業所を有する事業者（以下、「補助対象事業者」といいます。）

- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター

補助の対象となる条件

- ・補助対象事業者が雇用する介護支援専門員・主任介護支援専門員（以下、「職員」といいます。）が研修を受講し、修了したもの
- ・補助対象事業者が当該研修の受講料を全額負担するもの
- ・研修を受講する職員は、補助対象事業者の町内の事業所に勤務しており、補助事業終了後も引き続き町内の事業所において勤務する意思があること
- ・当該受講料について国、県その他の機関から重複して補助金等の交付を受けていないこと

補助金の額

受講料に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる）

問い合わせ先

豊山町役場 保険課 介護グループ

電 話：0568-28-0100

メール：kaigo@town.toyoyama.lg.jp

補助金の申請手続きの流れ

申請者（町内に居宅介護支援事業所または地域包括支援センターを有する事業者）

交付申請書

① 交付申請

添付書類

- ・ 申請額内訳書
- ・ 受講予定者名簿
- ・ 受講内容が確認できる書類
- ・ 補助事業内容が確認できる書類 等

② 交付決定通知

交付決定
通知書

③ 研修の修了

実績報告書
兼請求書

④ 実績報告

添付書類

- ・ 精算額内訳書
- ・ 受講者名簿
- ・ 研修を修了したことが分かる書類
- ・ 研修の費用が分かる書類
- ・ 対象費用を補助対象事業者が支出したことを証明する書類 等

⑤ 補助金の交付

※実績報告後、3～4週間後に振込みます。
※振込に際して、通知等はありません。

豊山町役場
保険課
介護グループ